

第1/2564回（2021年2月10日）
及び第2/2564回（2021年6月30日）
投資委員会会議の決議による

投資奨励政策・措置の アップデート

2021年7月

タイ投資委員会 (BOI) 事務局

内容

1. 競争力向上のためのメリットによる追加恩典 (Merit-based Incentives)
2. 国際ビジネスセンター (IBC) 及び貿易ならびに投資支援事務所 (TISO) への投資奨励
3. デジタル産業への投資奨励
4. パッケージング産業への投資奨励
5. 半導体産業への投資奨励
6. 被奨励企業のタイ証券取引所 (SET) やタイ証券取引所二部市場 (mai) への上場を促進する投資奨励措置

1. 競争力向上のための メリットによる恩典の追加 (Merit-based Incentives)

競争力向上のためのメリットによる追加恩典 (Merit-based Incentives)

1.

研究開発への投資/支出のみを有する場合

当初3年間の総売上に対する
投資/支出割合と最低金限

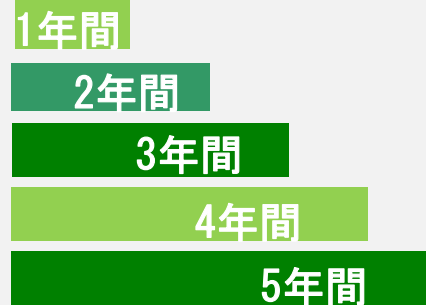
法人所得税の
追加免除期間

一般企業

小中企業 (SMEs)

≥ 1% / ≥ 200 MB
≥ 2% / ≥ 400 MB
≥ 3% / ≥ 600 MB
≥ 4% / ≥ 800 MB
≥ 5% / ≥ 1,000 MB

≥ 0.5%
≥ 1.0%
≥ 1.5%
≥ 2.0%
≥ 2.5%



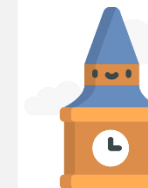
法人所得税の免除

免除額の
上限なし



法人所得税の 免除期間付与

最長13年間



基準に基づく研究開発のみへの投資もしくは支出を有する奨励対象事業は、特に除外される事業を除き、第31/1条に基づく高度な技術とイノベーションを使用する事業に分類される。

競争力向上のためのメリットによる追加恩典 (Merit-based Incentives)

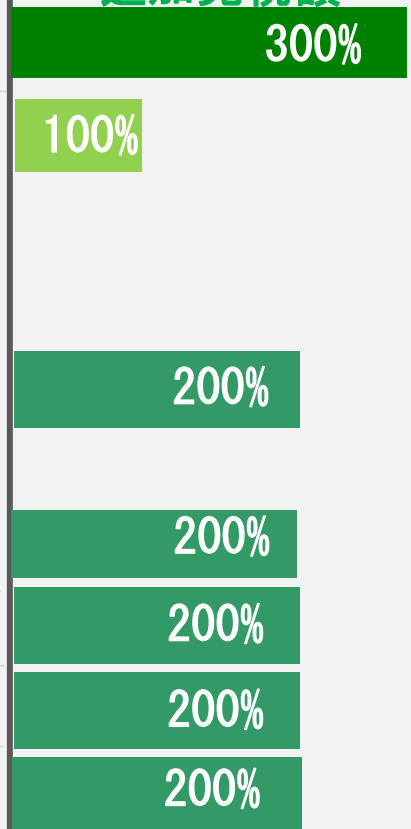
2.

多分野への投資/支出を有する場合の訓練に対する法人所得税免除枠の追加免除額

投資/支出の種類

1. 研究開発(R&D)
2. 1 委員会が同意する、技術・人材開発基金、教育機関、専門訓練センター、研究開発機関及び科学技術分野の機関に対する支援
2. 2 科学技術分野を学んでいる学生に対する技術及びイノベーションのスキルのためのトレーニングまたは職業訓練の実施
3. タイ国内で開発された技術のライセンス料
4. 高度技術訓練
5. タイ国内の原材料及び部品メーカーの開発
6. 製品及びパッケージのデザイン

法人所得税の追加免税額



投資/支出の割合に応じて追加恩典を以下のように付与する

最初の3年間の総売上に対する投資/支出	法人所得税の追加免除期間
一般企業	
≥ 1% / ≥ 200 MB	1年間
≥ 2% / ≥ 400 MB	2年間
≥ 3% / ≥ 600 MB	3年間
小中企業 (SMEs)	
≥ 0.5%	1年間
≥ 1.0%	2年間
≥ 1.5%	3年間

競争力向上のためのメリットによる追加恩典 (Merit-based Incentives)

3.

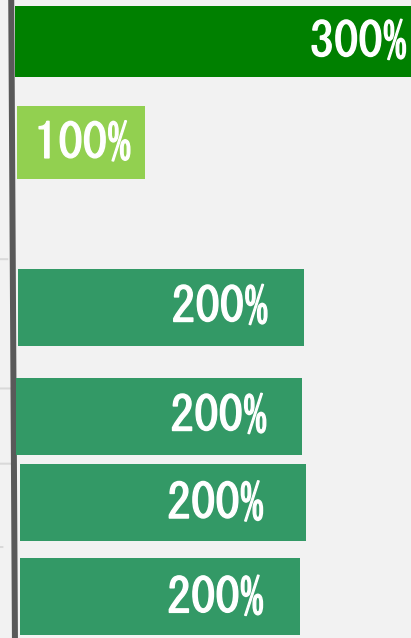
投資/支出が最低基準額に達しない場合

投資/支出の以下の割合で法人所得税の追加免税金額を付与する

投資/支出の種類

- 研究開発 (R&D)
- 技術・人材開発基金、教育機関、専門訓練センター、研究開発機関及び科学技術分野の機関に対する支援
- トレーニングまたは職業訓練の実施／高度技術訓練
- タイ国内で開発された技術ライセンス料
- タイ国内の原材料及び部品メーカーの開発
- 製品及びパッケージのデザイン

法人所得税の 追加免税額



4.

研究開発を行う条件を有する業種の場合は、条件以上の追加投資/支出があれば、更に追加恩典が付与される。

2. 国際ビジネスセンター（IBC）及び 貿易ならびに投資支援事務所（TISO）への 投資奨励

7.34 国際ビジネスセンター（IBC）

条件

1. 以下の事業範囲に沿った、関連企業に対するサービス提供の事業計画を有すること。

- 1.1 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション
- 1.2 原材料および部品の調達
- 1.3 製品の研究開発
- 1.4 技術支援
- 1.5 マーケティングおよび販売促進
- 1.6 人事管理、トレーニング

- 1.7 財務に関するアドバイス
- 1.8 経済と投資の分析および研究
- 1.9 ローン管理・コントロール
- 1.10 財務センター（Treasury Center）の財務管理サービス
- 1.11 国際貿易事業

- 1.12 第1.10項の業務範囲外の関連企業への貸付で、為替管理法に基づいて実施可能なもの。例として、
- タイ国外にある関連企業への外貨貸付
 - タイ国内にある関連企業へのタイバーツ貸付
 - ベトナム、およびタイと国境を接している国の関連企業へのタイバーツ貸付。借り入れた企業は、タイまたはその国での貿易または投資にのみ使用すること。
- 1.13 委員会が承認したその他の支援サービス

7.34 国際ビジネスセンター（IBC）

条件（続き）

2. 払込登録資本金が1,000万バーツ以上であること。
3. IBCに必要とされる知識および技能を持つ従業員を10人以上雇用すること。
ただし、財務センターのみを有する場合は、知識および技能を持つ従業員を5人以上雇用すること。
4. 国際貿易事業を行う場合、上記の事業範囲の1.1-1.10の中に1つ以上有すること。
5. 関連会社への貸付業務を行う場合、上記の事業範囲の1.1-1.9の中の1つ以上を有すること。

恩典



機械輸入税の免除
（研究開発および
トレーニングに使用する
機械のみ）



税制以外の恩典

7.7 貿易ならびに投資支援事務所 (TISO)

条件

1. 販売費および一般管理費が年間1,000万バーツ以上であること。
2. 以下の通り事業計画および事業範囲を有すること。
 - 2.1 グループ内・関連会社に対するオフィスまたは工場の手配や賃貸を含むサービスおよび/または管理。並びに財務センターの業務範囲外の関連企業への貸付で、為替管理法に基づいて実施可能なもの。例として、
 - ・ タイ国外にある関連企業への外貨貸付
 - ・ タイ国内にある関連企業へのタイバーツ貸付
 - ・ ベトナム、およびタイと国境を接している国にある関連企業へのタイバーツ貸付。借り入れた企業は、タイまたはその国での貿易または投資にのみ使用すること。
 - 2.2 事業活動に関する助言およびアドバイス。ただし、証券取引、外国為替を除く。会計、法律、広告、建築、土木エンジニアリングについては、投資奨励を申請する前に、事業開発局または関係政府機関より許可を得ること。

7.7 貿易ならびに投資支援事務所 (TISO)

条件 (続き)

- 2.3 商品調達に関する情報サービス。
 - 2.4 建築、土木エンジニアリングを除く、エンジニアリングおよび技術サービスの提供。
 - 2.5 機械、機器、道具、および設備に関する以下の業務。
 - 卸売のための輸入
 - 据え付け、メンテナンス、補修修理
 - トレーニング・サービス
 - 機器校正 (Calibration)
 - 2.6 タイ国内で製造された製品の卸売
 - 2.7 通信ネットワークを通じての国際ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス (International Business Process Outsourcing)。例として、管理サービス、財務・会計サービス、人材管理サービス、セールス&マーケティングサービス、カスタマーサービス、データ処理など。
3. グループ内・関連会社への貸付業務を行う場合、貸付以外のグループ内・関連会社へのサービスの事業範囲を1つ以上有すること。

恩典



税制以外の恩典

3. デジタル産業への投資奨励

ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業

恩典

法人所得税を8年間免除する。1年毎の法人所得税免除上限 (cap) は以下の項目に応じて決められる。

・ 奨励申請後に追加雇用するIT分野の人員の給与費用	Cap 100%
・ タイ人向けのITに関する研修または職業訓練の費用	Cap 200%
・ ISO29110/CMMI レベル2以上または相当する国際規格の認証を取得するための費用	Cap 100%

法人所得税免除恩典対象収入

- ・ ソフトウェア、プラットフォーム、またはデジタルコンテンツに関連する販売またはサービス提供による収入
- ・ ソフトウェア、プラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発に直接関連するその他の収入
- ・ ソフトウェアやプラットフォームでの広告による収入

ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、 またはデジタルコンテンツの開発事業

その他の条件は以下の通り。

1

プロジェクトの最低投資金額は追加雇用であるIT分野のタイ人人員の給与費用から計算され、年間150万バーツ以上であること。

2

事務局が指定する、タイ国内においてソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発プロセスを有すること。

3

既存または中古の機械/設備は、事務局の規定に従って使用が許可される。

4

恩典の重複行使を防止するため

- Merit-based措置およびSMEs措置に基づく追加恩典を申請することは出来ない。
- HRD分野のEEC措置に基づく恩典を申請する場合は、奨励申請の際に申し出ること。



4. パッケージング産業への投資奨励

「BCGコンセプト」および「新技術への対応」に基づくパッケージング産業の恩典

パッケージング製造用の原材料
(プラスチック顆粒/プラスチックコンパウンド)



プラスチック包装材



紙包装材
および関連産業



スマートパッケージング
(Smart Packaging)



・ 特殊グレードの再生プラスチック顆粒。その関連製品の製造を含む。 **A2**

・ 特殊プラスチックコンパウンド。その関連製品の製造を含む。 **A3**

・ 特定の性質があること等の特性があるプラスチック包装材。 **A3**

・ 天然資源・環境省のプラスチック廃棄物管理ロードマップに従って削減または停止しなければならないターゲットグループとなるプラスチック包装材は奨励対象とならない。

パルプまたは再生紙からの製品、および環境にやさしいパルプまたは紙

A2-A4

高性能の紙・紙製品の製造の場合

A3

スマートパッケージングの製造の場合。例えば

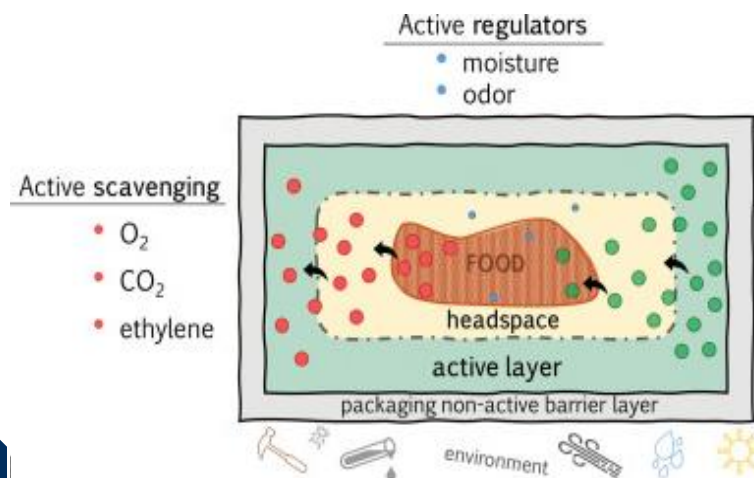
・ Active Packaging **A2**

・ Intelligent Packaging **A2**

・ スマート性質を誘発する物質からのスマートパッケージング・部品 **A4**

新規または改定の業種例

6.18.1 Active Packaging グループのスマートパッケージング・部品の製造



条件

1. 製品の保存期間や品質を向上させるために、パッケージとパッケージ内部の製品および/または外部環境との相互作用を誘発する性質を有すること。
2. 抗菌剤、脱酸素剤等、第1項の性質を持つ物質の製造工程を有すること。
3. スマートパッケージング製造の場合は、プロジェクトにパッケージング成形工程を有すること。
4. 委員会が同意した機関から性質の認証を得ること。

恩典:

A2

新規または改定の業種例

6.18.2 Intelligent Packagingグループのスマートパッケージング・部品の製造

条件



1. 製品の品質や予想される可能性がある問題を表示したり、ユーザーとのコミュニケーションを通じて警告する性質を有すること。（RFIDを除く）。
2. 温度や時間で変色するインクや特殊物質等、第1項の性質を有する物質の製造工程を有すること。
3. スマートパッケージング製造の場合は、プロジェクトにパッケージング成形工程を有すること。
4. 委員会が同意した機関から性質の認証を得ること。

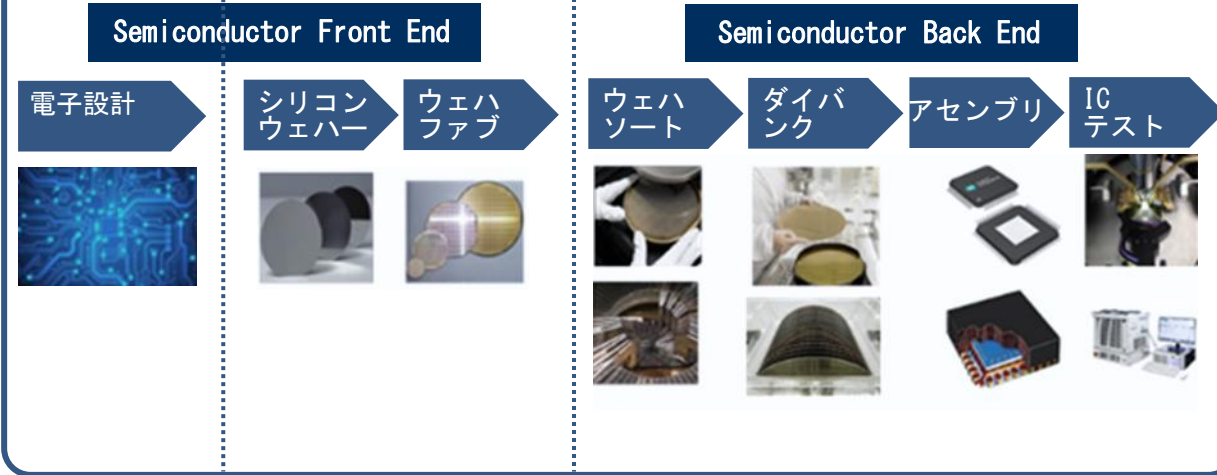
恩典:

A2

5. 半導体産業への投資奨励

半導体産業への投資奨励

第1グループ 半導体



第2グループ PCB, PCBA



第3グループ ボックスビルド、 消耗品



ウェハの製造 (半導体の前工程)

半導体/部品の製造

法人所得税
免除 **10** 年間

法人所得税
免除

8 年間



≥15
億パーツ

高度な技術とイノベーション
を使用する事業とみなされる

法人所得税
免除

5 年間



<15
億パーツ

フレキシブルプリント基板または 多層プリント基板 (PCB) の製造

法人所得
税免除

8 年間



≥15
億パーツ

法人所得
税免除

5 年間



<15
億パーツ

プリント回路基板アセンブリ (PCBA) の製造

法人所得
税免除

5 年間



≥5
億パーツ

法人所得
税免除

3 年間



<5
億パーツ

**6. 被奨励企業のタイ証券取引所（SET）
やタイ証券取引所二部市場（mai）への
上場を促進する投資奨励措置**

タイ証券取引所（SET）やタイ証券取引所二部市場（mai）に上場する被奨励企業に対する投資奨励措置

恩典	第31条の第1段落に基づく法人税免税恩典付与企業に対し、さらに投資金額（土地代および運転資金を除く）の 100%を上限額とし 、法人所得税免除恩典を 追加で付与する 。
条件	<ul style="list-style-type: none">奨励を認可されたプロジェクトは収入が発生したか否かに関わらず、追加恩典申請が出来る。但し、追加恩典申請日時時点で第31条の第1段落の恩典である法人税免除期間および法人税免除金額枠が残っていないなければならない。本措置に基づき奨励申請する前に、SET/mai 証券取引所に上場していること。尚、SET/mai 証券取引所への上場日とは、SET/mai 証券取引所がSET/mai 証券取引所に当社の普通株式を上場株として受け入れた日を意味する。仏暦2565年（2022年）の最終営業日までに本措置に基づく追加恩典を申請すること。本措置の発効日以前に、既にSET/mai 証券取引所に上場した企業は、本措置に基づく追加恩典の申請対象外とする。



THAILAND
BOARD OF
INVESTMENT

555 Vibhavadi-Rangsit Road,
Chatuchak Bangkok 10900 Thailand
Telephone : 02-553-8111
Fax : 02-553-8315
Email: head@boi.go.th